

## 手続マニュアルの修正案 (ALINORM 04/27/5)

### 【手続規則の修正案】

#### 1. 執行委員会の拡大、機能等

- ① 地域調整国を執行委員会のメンバーとする（従来はオブザーバー）。（新規則V.1。規則III、IV、X IIIの一部はこれに伴う改正）
- ② 執行委員会の権能として、戦略的計画の総会に対する提案、提案の作業評価(critical review)の実施、規格策定の進捗状況のモニタリングを追加する一方、部会の設置、部会の議長国の指名において委員会を代行する権限を廃止する（規則V.2）。
- ③ 委員会の支出見通しのほか、FAO 及び WHO 事務局長により付託された特別な事項について検討する（規則V.3）。
- ④ 必要に応じ、小委員会を設置することができる（規則V.4）。
- ⑤ 途上国参加支援のための基金が設置されたことに伴い、総会や部会に参加する途上国メンバーの旅費等の支出の見積りを予算に含めなければならないこととする（規則X III. 3）。

#### 2. オブザーバー

国際非政府組織(INGO)の委員会へのオブザーバー資格その他の決定については、必要に応じ、執行委員会の助言に基づいて FAO 又は WHO の事務局長が行うこととする。また、委員会は、国際非政府組織の参加に関する原則及び基準(協議会事務局注：CCGPにて検討中)を策定する。（規則VIII.5 及び 6）

### 【コーデックス規格及び関連文書作成の手続の修正案】

規格及び関連文書の策定手続に関し、

- ① 戦略的計画に基づくこと
- ② 作業評価(critical review)を実施すること（ステップ1、5、8において）
- ③ 規格策定の進捗状況のモニタリングを実施すること
- ④ 執行委員会による新規作業の承認及び規格案のステップ5における採択の廃止を規定するための改正。

## 1 戰略的計画

- ① 戰略的計画は、「作業の優先事項の設定基準」(協議会事務局注：CCGPにて検討中)を考慮して、作業評価において個別の規格提案を評価しうるような幅広い優先順位を規定するものでなければならない。
- ② 戰略的計画は6年を計画期間とし、2年ごとに見直す。

## 2 作業評価

- ① 新規作業の提案は、以下の事項を記載した企画書を添付しなくてはならない。
  - 規格の目的と範囲
  - その適切性と時宜を得ていること
  - 取り扱われる主な分野
  - 作業の優先事項の設定基準に照らした査定結果
  - コーデックス戦略目的に対する妥当性
  - その提案と他の既存コーデックス文書との関連についての情報
  - 専門家の科学的助言の必要性及び存在の有無
  - 規格に対する外部機関からの技術的情報の必要性（専門委員会の計画のため）
  - 新規作業の完了予定（作業開始日、ステップ5での採択、委員会による採択の予定日）；通常5年を超えない範囲での規格策定のための時間的枠組み
- ② 新規作業の実施に対する決定は、執行委員会による作業評価に基づき、委員会が行う。
- ③ 作業評価には下記事項を含む：
  - 「作業の優先事項の設定基準」、戦略的計画及びリスク評価作業等を考慮して、規格の策定の提案を審査すること、
  - 発展途上国における規格設定の必要性を特定すること
  - 部会の設立と解散に関する助言
  - 専門家の科学的な助言の必要性及び存在の有無の予備的評価及びそのような助言を求める優先順位づけ

## 3 規格策定のモニタリング

- ① 執行委員会は、委員会によって合意された時間的枠組みと比べて規格案の策定の現状がどう進んでいるかを評価報告するとともに、時間的枠組

みの延長、作業の取消し、担当部会の変更等を提案することができる。

- ② 作業評価の過程は、規格の策定の進行が時間的枠組みに沿い、また、採択のために委員会に提出される規格案が部会段階で十分に検討され、かつ技術的にも法的にも問題がないことを確保するものでなければならぬ。
- ③ モニタリングは、必要と思われる時間的枠組み及び委員会によって承認されなければならない規格の適用範囲の変更に対して実施されなければならない。
- ④ モニタリングは従って以下の事項を含む：
  - 策定中の規格の進行をモニタリングし、どのように作業を修正するべきか助言すること；
  - 採択のために委員会へ提出される前に、様式、言語の整合性、必要な承認手続の充足等、コーデックスのマンデート、委員会の決定及び既存文書との整合性を図るために、部会から提出された規格案を審査する。

#### 【議長の指名に関する基準案】

- 当該部会が設置される加盟国の国民であること。
- 当該部会の所掌分野に関する一般的な知識を持ち、技術的な問題を理解し及び分析できること。
- 可能な限り、継続的に議長の役割を遂行できること。
- コーデックスのシステム及び規則に通じ、関連する国際的、政府の又は非政府の組織における経験を有すること。
- 委員会の作業言語の1つについて、明確に意思疎通ができること。
- 客観的及び公平に会議を運営し、合意形成を助長する能力を有すること。
- 委員会のメンバーにとって特に重要な問題に対して如才なく対処することができること。
- 当該部会の議題と利益相反関係にある活動に関わっていなかった又は関わらないこと。

#### 【部会及び特別部会の開催国政府に対するガイドライン案】

## 【部会及び特別部会の会合運営に関するガイドライン案】

### 【部会及び特別部会の議長に対するガイドライン案】

現行の「コーデックス部会及び特別部会のガイドライン」を分割整理するとともに、所用の修正を行うもの。主たる修正点は、以下のとおり。

- ① 部会の開催地決定に当たり、途上国での開催を考慮すべきとの規定を新設（開催国政府に対するガイドライン案）。
- ② コンセンサス釀成のための議長の議事運営に関するガイダンスを定める（議長に対するガイドライン案）
  - ア コンセンサス釀成促進の責任の多くは議長にあり、議長は、作業の進行に当たり、以下の事項を考慮すべき。
    - (ア) 規格策定のタイムリーな進行
    - (イ) 規格案の内容及び正当性に関するコンセンサスの達成の必要性
    - (ウ) 規格策定の全ての段階におけるコンセンサス達成の重要性及び原則として技術的レベルにおいてコンセンサスが達成された場合にのみ委員会に規格案を提出すべきであること
  - イ 議長は、コンセンサス釀成を促進するために以下の手法の実施を検討すべきであること。
    - (ア) 可能な限り途上国からのデータの収集に努め、これも含めて現在のデータに関する科学的基礎の確立を確保すること。
    - (イ) 部会の会議において問題が徹底的に議論されることを確保すること。
    - (ウ) 合意ができない場合に、目的を明らかにし、全てのメンバーに開かれた形で非公式会合を組織すること。
    - (エ) コンセンサスが得られない事項を削除するため、規格案の対象範囲の変更を委員会に要請すること。
    - (オ) 全ての懸念が考慮され、十分な妥協ができるまで、ステップを進めないこと（初期段階において、文書の大半についてコンセンサスのある場合に文書の一部に括弧書きを付すことを妨げるものではない。）。
    - (カ) 途上国の一層の参加を促進すること。

## 【コーデックス分析法策定のための原則の改正案】

### 1 単一試験所により妥当性確認された分析法の選定についての一般基準案

单一試験所により妥当性確認された分析法の使用がコーデックスにおいて承認されたことに伴い、国際的に認知された方法に従って单一試験所による妥当性確認がされていること等、これらの分析法が満たしておかなければならぬ基準を規定したもの。

## 2 コーデックスで用いられる分析用語の定義修正案

コーデックス内部での用語の整合性確保及びIUPACやISOの定義との整合性の確保の目的で、分析用語の定義について修正を行うもの。今回はその一部。

### 【手続きマニュアルに収載する定義】

#### 1 トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義

「生産・加工・流通の特定段階に置いて、食品の動向を追跡する能力」

#### 2 食品の安全に関連するリスク分析用語の定義

微生物リスク管理に係る主要な概念である FSO (Food Safety Objective) 、PO (Performance Objective) 、 PC (Performance Criterion)について定義するもの。